

空知総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領

平成14年7月8日付空調整第786号	制定
平成18年4月18日付空調整第416号	一部改正
平成21年3月23日付空調整第3286号	一部改正
平成22年4月27日付空調整第511号	一部改正
平成26年6月19日付空調整第1173号	一部改正
平成28年7月15日付空調整第1677号	一部改正

第1 趣旨

空知総合振興局管内の道営農業農村整備事業地区（以下「事業地区」という）における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、「環境に係る情報協議会」の設置について（平成14年3月1日付13農振第2820号農林水産省農村振興局計画部事業計画課長通知）の規定に基づく要請を踏まえて開催する「環境に係る情報協議会」（以下「協議会」という）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 名称

協議会の名称は空知総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会とする。

第3 協議会の構成

- 1 協議会は、学識経験者と地域住民代表者をもって構成する。
- 2 学識経験者は空知総合振興局長（以下「局長」という）が選定する。
- 3 地域住民代表者は、公募により募集することとするが、応募者がいない場合に空知総合振興局管内市町長からの推薦により、局長が選定するものとする。
- 4 協議会の議事進行のため座長を置く、座長は委員の互選により選出するものとする。
- 5 協議会は、事業地区の検討に際し、必要に応じ事業地区関係者の出席を求めることができる。

第4 協議会の実施内容

協議会においては、環境との調和に配慮した道営農業農村整備事業の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項について意見交換、情報収集を行うものとする。

- (1) 地域の自然環境に係る特性に関する事項
- (2) 事業地区における整備方針に関する事項
- (3) その他環境との調和への配慮に関し必要な事項

第5 協議会の開催

- 1 協議会の会議は、局長が招集して開催する。
- 2 協議会に係る議事及び配付資料は公開とする。ただし、局長は必要があると認めときは、協議会に諮って議事録及び配付資料を非公開とすることができる。

第6 協議会の見直し期限

本協議会は、道営農業農村整備事業の円滑な推進を図ることを目的とし設置しているものであり、期間を設定した協議会ではないため本協議会の運営に関して、2年ごとに協議会に諮り見直しを行うこととする。

第7 事務局

協議会に係る事務は、空知総合振興局産業振興部調整課において処理する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、協議会に諮り局長が別に定める。